

船員保険 資格確認書回収不能届

【手続概要】

船舶所有者は、「船員保険 資格確認書」の添付を必要とする届書の提出時に「船員保険 資格確認書」を添付できない場合、この届書を添付しなければなりません。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

「船員保険 資格確認書」の添付が必要となった届書（被保険者資格喪失届、被扶養者異動届等）と一緒にご提出ください。なお、電子申請により届出する場合は、スキヤニングしたデータを電子添付してください。

※電子添付する場合のデータ形式はＪＰＥＧ（拡張子：jpg）またはＰＤＦ（拡張子：pdf）とし、ファイル名に「資格確認書回収不能届」や「資格確認書」「回収不能」等の単語を入れてください。

※スキヤニングしたデータにより提出した「船員保険 資格確認書回収不能届」の原本については、船舶所有者において届出後２年間保存してください。